

第12回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年12月15日(水)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 7件)
- 議案第2号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について (申請件数 1件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時55分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第12回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員と12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、7件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、7件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、平成30年11月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成30年3月21日に相続し、前回調査は、平成31年1月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成30年3月29日に相続し、前回調査は、適格者証明時で、平成31年1月7日からの適用になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら

農地として利用しているもので、平成30年3月21日に相続し、前回調査は、平成31年1月17日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月1日に相続し、前回調査は、平成30年12月17日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年4月13日に相続し、前回調査は、平成30年12月17日になります。

申請番号7番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年4月11日に相続し、前回調査は、平成31年2月15日になります。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告させていただきます。それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番  
(奥住 雄一君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、7件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、ハクサイ、ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、キャベツ、ダイコン、ハクサイ、イチゴ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、植木、②の農地は芝、③の農地は植木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

た。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ネギ、ノラボウ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①と②の農地は、タマネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①と②の農地は、ナバナ、ダイコン、キャベツ、ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号7番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中、③の農地は、イチゴ、インゲン、④から⑧の農地は、ハウレンソウ、ノラボウ、ネギ等、⑨から⑪の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2番  
(森谷 常夫君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7番  
(高橋 文雄君)

2番と6番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

3番と4番の申請地につきましては、こちらから報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでした。他にございませんか。はい、荒幡委員。

4 番  
(荒幡 善政君)

5番と7番の申請地につきましては、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

生産緑地法の買取り申出に伴う意見について、令和3年12月2日付で市長より1件の照会がございました。

申請番号1番、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。

なお、今回の意見照会に対しまして、令和3年12月8日に、会長、会長職務代理者及び事務局で対象者と面談し、対象者が主たる従事者であること、また、農業に従事することが困難であることを確認しております。

事務局といたしましては、主たる従事者の故障と判断する旨

を、武蔵村山市長に対して回答したいと考えておりますが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくお願いいたします。

6番  
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

また、申請番号1番について、12月8日に会長、会長職務代理者、事務局で、本人と面談して協議しており、問題はないということです。農業の主たる従事者として認めてよろしいと思われま。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いますはい、高橋委員。

7番  
(高橋 文雄君)

1番の申請者につきまして、自宅を訪問して本人の症状を確認しております。転倒して骨折したということですので、よろしくお願い致します。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添

えて、都市計画課に報告したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、1件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和4年2月1日から令和9年3月31日までの5年2か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の新規就農者として認定を受ける予定です。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

なお、申請番号1番の審議につきましては、加藤委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、加藤委員におかれましては、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは奥住部会長、よろしくお願いいたします。

6 番  
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力



依頼が1件ございました。

本件につきましては、本年度第6回の総会で農地中間管理権の設定に係る農地利用集積計画の承認をいただいたところですが、今回の農地利用集積計画につきましては、利用権の設定を行う農用地利用配分計画となっております。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、氏名、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和4年2月1日から令和9年3月31日までの5年2か月でございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番  
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地につきまして、私が現地を確認しておりますので、よろしく願います。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認し

	たいと思います。御異議等ございませんか。
委員	異議なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的は、申請番号1番が道路、申請番号2番と3番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、荒幡委員。</p>
4番 (荒幡 善政君)	<p>1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく願います。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>2番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしく願います。</p> <p>他にございませんか。はい、波多野委員。</p>
1番 (波多野雅之君)	<p>3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく願います。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>他に御意見等ございませんか。</p>

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、一般住宅でございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の届出地について、私の方から報告します。現地を確認して、特に問題はありませぬので、よろしくお願ひします。

他にございませぬか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第12回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 5 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩